

業務委託契約書(案)

委託業務の名称 アクアマリンふくしま公式サイトリニューアル業務

委託の期間 自 令和8年 月 日
至 令和9年3月31日

委託料の額 一金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

上記の委託業務について、委託者 公益財団法人ふくしま海洋科学館を甲とし、受託者を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の委託の期間(以下「履行期間」という。)内において頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を別紙仕様書に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないもので、必要ある事項については、甲乙協議してこれを定める。ただし、軽微な事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 乙は業務を履行するにあたり甲の監督、指示のもとに関係法令を遵守し、信義を重んじ誠実をもって業務を遂行しなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(業務実施計画書)

第4条 乙は、契約後すみやかに、甲の定める様式により業務実施計画書を作成し、関係書類を添えて甲に2部提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された業務実施計画書について、遅滞なくこれを審査し、不適當な箇所があると認めるときは、乙と協議してこれを修正させるものとする。

(監督員)

第5条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書等に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条の主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第6条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって管理をつかさどる主任技術者を置き、主任技術者の氏名を書面により甲に通知しなければならない。

2 主任技術者は、この契約の履行に関し、その運営及び管理を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限(委託料の額の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の権限のうちこれを主任技術者に委任せず、自ら行

使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該行使しようとする権限の内容を書面により甲に通知するものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して、書面によりこれを定める。

(業務遂行上の手続き等)

第7条 乙は、委託業務遂行上必要な手続きは全て行い、それに伴う費用は、乙が負担しなければならない。

2 委託業務の処理に必要な機材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

(損害のために生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした場合を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合、又は履行期間内に委託業務を完了する見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期間の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期間後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期間を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、委託料から引渡部分に相応する委託料を控除した額に、遅延期間の日数に応じ年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

6 甲の責に帰すべき事由により第12条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には乙は甲に対して、未受領金額につき遅滞日数に応じ年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第10条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期間の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第13条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(検査)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して、業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 14 日以内に検査を行わなければならない。
- 3 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 4 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。
- 5 前項の検査の結果、不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第 1 2 条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して翌月末に委託料を支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、第 1 1 条第 2 項の規定による検査に合格した後でなければ、提出することができない。

(甲の解除権及び違約金)

第 1 3 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中に業務の履行を継続できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎてても委託業務に着手しないとき。
- (3) 委託業務の履行に必要な有資格者を欠くに至ったとき。
- (4) 関係法令に違反し、業務の停止を命ぜられたとき。
- (5) 第 3 条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (7) 第 3 項又は第 4 項に規定する事由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、委託料の額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

- 3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が 3 分の 2 以上減少したときは、この契約を解除することができる。

- 4 乙は、委託業務の履行に関し安全管理上危険であると指摘したにもかかわらず、甲が必要な措置を怠り、委託業務の履行ができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

- 5 前 2 項の場合、乙は、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

(契約の変更等)

第 1 4 条 甲は、必要があるときは、この契約内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第 1 5 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第 1 6 条 乙は、第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2

条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合

(2) 第15条第1項第3号のうち、乙に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 甲は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和8年 月 日

委 託 者 住 所 福島県いわき市小名浜字辰巳町50
(甲)

氏 名 公益財団法人ふくしま海洋科学館
理 事 長 古川 健

受 託 者 住 所

(乙)

氏 名